（総務部の所掌事務）

第四百七十五条の三　総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　公印の保管及び公文書類に関すること。

二　退所者及び非入所者の入所並びに入所者の厚生及び退所に関すること。

三　医療に関する統計に関すること。

四　診療記録の保管に関すること。

五　入所者の給食に関すること。

六　前各号に掲げるもののほか、国立ハンセン病療養所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（総務部に置く課）

第四百七十五条の四　総務部に、庶務課及び福祉課を置く。

（庶務課の所掌事務）

第四百七十五条の五　庶務課は、第四百七十五条の三第一号、第五号及び第六号に掲げる事務をつかさどる。

（福祉課の所掌事務）

第四百七十五条の六　福祉課は、第四百七十五条の三第二号から第四号に掲げる事務をつかさどる。

（人事部の所掌事務）

第四百七十五条の七　人事部は、職員の人事に関する事務をつかさどる。

（人事部に置く課）

第四百七十五条の八　人事部に、人事課を置く。

（人事課の所掌事務）

第四百七十五条の九　人事課は、第四百七十五条の七に規定する事務をつかさどる。

（経理部の所掌事務）

第四百七十五条の十　経理部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国立ハンセン病療養所に係る経費の予算及び決算に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

二　会計、物品及び営繕に関すること。

（経理部に置く課）

第四百七十五条の十一　経理部に、会計第一課及び会計第二課を置く。

（会計第一課の所掌事務）

第四百七十五条の十二　会計第一課は、第四百七十五条の十第一号に掲げる事務をつかさどる。

（会計第二課の所掌事務）

第四百七十五条の十三　会計第二課は、第四百七十五条の十第二号に掲げる事務をつかさどる。

（診療科の所掌事務）

第四百七十五条の十四　診療科は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

一　科内の衛生及び取締りに関すること。

二　診断及び治療に関すること。

（薬剤科の所掌事務）

第四百七十五条の十五　薬剤科は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、医薬品、医薬部外品その他衛生用品の検査、保管及び出納、調剤及び製剤並びに医薬品に関する情報の管理に関することをつかさどる。

（新設）　（新設）　（新設）　（新設）　（新設）　（新設）　（新設）　（新設）　（新設）